

和解型の特別清算における貸倒損失

OAG 税理士法人 税理士 | 樽林 一典

QUESTION

債務者が特別清算手続きをとった場合の貸倒損失

当社は従来から100%子会社に対して債権を有しておりましたが、当該子会社は業績の不振が続き、ここ数年にわたり債権の回収ができない状況になっています。

当社は親会社として、子会社の事業内容、将来性等を考慮して検討を重ねた結果、当該子会社に対する債権の回収は困難であると判断するとともに、その事業を廃止して子会社を清算することとしました。なお、この債権放棄は、法人税基本通達9-4-1に規定するような、当社の損失を防止するためにやむを得ず行うものとまではいえないと考えています。

ところで、子会社に対する債権放棄は、単にこれを行うよりも、特別清算手続きの中で行った方が損金に算入されやすいという話を聞きました。そして、特別清算の場合には、裁判所による協定の認可の決定のほか、債権者と債務者との間で個別の和解により債権放棄することもでき、後者の方が手続きが簡単であるとのことでした。

そのため、当社としては特別清算による個別和解の方法により債権放棄を行おうと考えていますが、課税上の問題はありますか。

A 貴社の有する債権について、特別清算手続きであっても、個別和解により放棄した場合には、通達に規定する要件を満たしていないとされ、損金算入が認められない可能性があります。

ただし、個別和解であっても、法人税基本通達9-6-1(4)の要件を満たしている場合には、貸倒損失処理が可能であると考えられます。

なお、貸倒損失として認められない場合には、債権放棄した金額は子会社に対する寄附金とされ、グループ法人税制が適用されることになります。

解説

1 債権の切捨てや放棄をした場合の貸倒れ

法人税法上、一般に、金銭債権の評価損は認められないと考えられています¹。そのため、回収が困難な金銭債権を損金として処理する場合には、貸倒損失の計上の可否を検討することになります²。

そして、法人の有する債権が貸し倒れたか否かは、個別の状況に応じ、具体的な事情をもとに判断する必要があります。しかし、それには困難を伴うことから、次の通り、法人税基本通達において一般的な基準が定められています³。

(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)

法人税基本通達9-6-1

法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

- (1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられる

参考

税法22③三
 25の2①
 37②、57②③
 法令8①二十二
 9①七
 119の3⑥
 119の4①
 法基通9-4-1、9-6-1
 会社法510
 535①四
 570

最高裁平成16年12月24日判決(平成14(行ヒ)147)
 東京地裁平成29年1月19日判決(平成25(行ウ)414)
 東京高裁平成29年7月26日判決(平成29(行コ)46)
 平成30年度「事業再生に関わる税制改正要望」(事業再生研究機構 税務問題委員会)